

第 25 回太子町農業委員会総会議事録

令和 8 年 1 月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和8年1月21日(水)午前9時30分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員(14名)

- 1 番委員 赤松 光男
- 2 番委員 前田 俊春
- 3 番委員 新 多恵
- 4 番委員 大西 正美
- 5 番委員 山田 幸雄
- 6 番委員 森川 徹夫
- 7 番委員 塚本 芳文
- 8 番委員 朝生 憲敏
- 9 番委員 倉橋 輝明
- 10 番委員 塚原 栄一
- 11 番委員 檜皮 有美
- 12 番委員 長谷川 秀人
- 13 番委員 松本 雅邦
- 14 番委員 廣岡 正義

農地利用最適化推進委員(7名)

- 北川 智一
- 八木 正実
- 佐々木 茂美
- 菅原 清隆
- 玉田 隆良
- 森川 明久

欠席委員

農地利用最適化推進委員 首藤 俊彦(1名)

農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗岡 秀成
- 事務局員 出田 貴樹
- 事務局員 藤澤 寛将

事務局 定刻になりましたので、第 25 回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議 長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員 14 名、推進委員 6 名です。太子町農業委員会会議規則第 6 条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第 25 回農業委員会総会を開会します。

議 長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、12 番長谷川秀人委員、13 番委員松本雅邦委員を指名します。

議 長 今月の報告事項は 3 件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議 長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3 条申請 1 件、5 条申請 2 件となります。

議 長 受付番号：192 番の 3 条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：192、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町蓮常寺■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：1,441 m²。譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■となっております。

譲渡人は平成 2 年に相続により申請地を取得しましたが、兵庫県神戸市に在住しているため農地管理に困っていたこと、一方、譲受人は農地を拡大したい思いがあったことで話がまとまり、3 条申請に至っています。

譲受人は太子町内に自作地 13,056 m²の農地を所有し、レモン、サンショウ、シナモンなどを作付けしています。申請地ではレモンを植え付ける計画となっております。

しかし、譲受人が高齢であるため、今後の自作地の管理面が懸念されましたが、同居している長男と会社の従業員と一緒に営農していることから、問題なく営農ができることを聞き取りしています。

耕作機械はトラクター、草刈機、軽トラックを所有し、田植機をリースしています。引き続き周辺地域に協力して、話し合い活動、取り決めに遵守して活動していくことを確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

八木委員 譲渡人は、現在神戸市に住んでおり、親から相続で申請地を所有していますが、農地管理は以前から親戚の方が行っていました。しかし、親戚の方が高齢のため管理が難しくなったため、現在は[]が管理しています。譲受人は農地を拡大したい希望があり、両者で話がまとまり3条申請に至っています。

申請地は、石海小学校より東へ[]のところにあり、農地面積は1,441㎡あります。

譲受人は、同居の息子さんと会社の従業員で果実を中心に野菜などを作付けし、このたびの申請地ではレモンの木を約100本植え付ける計画です。

耕作機械は、トラクター、草刈り機、軽トラックを所有し、譲受人に聞き取りした際、営農していく意欲を感じました。以上のことから、ご審議よろしく願います。

議 長 ただいまの事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。

受付番号193番の5条申請について、事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：193番、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法5条申請（使用貸借権設定）、農地の所在：太子町天満山[]、登記地目：田、現況地目：田、面積：155㎡。農地の所在：太子町天満山[]、登記地目：田、現況地目：田、面積：161㎡。譲受人：[]、譲渡人：[]、転用目的：住宅用敷地となっています。

本案件は譲受人の父が所有する農地に家を建築するための5条申請です。譲受人は、現在は太子町蓮常寺の賃貸住宅で生活していますが、子供が成長するにつれて手狭になってきたこと、また将来を見据えてマイホームの建築を考えていたところ、父である譲渡人が所有する農地が実家の南側にあり、両親と相互に協力しあえる土地であることから申請地を選定し、本申請に至っています。

申請地は集団性のある農地であることから、第1種農地と判定される見込み

2ヶ所で借地契約による資材置場を設けて事業を行っています。この度、**■**地区の借地契約を解除する必要から、土地を探していたところ、双方の思いが合意したことで申請に至っています。

■地区に置いている資材は型枠、建設副産物、砕石となっていますが、型枠を除き塚森地区の申請地に移行する方針です。次に、事業計画図については、配置する資材の内容、数量は土地の規模にあった配置図であり、また、重機などの車両の配置数も適正な配置図であり、面積過大となる等、非効率な配置になっていないことから、適正なものであると考えています。

しかし、本件については、地元自治会並びに水利の同意書の添付がなく、申請者から同意書が添付できない事情を記載した報告書及び地元との協議における経緯内容等を記載した上申書の添付があります。

なお、申請地は街区の面積に占める宅地面積が40%を超えるため、第3種農地と判定される見込みであります。また、転用目的が貸露天資材置場及び貸露天駐車場敷地であるため、都市計画法等の手続きは不要です。ここまでが12月の総会にて説明した内容になりますが、前回総会では多数の意見があり、慎重審議を期するため、継続審議案件となっていました。

令和7年12月26日に太子町農業委員会会長、事務局で午前9時から譲受人から聞き取りと午前10時30分から塚森自治会神南隆司会長、沖代自治会武木田清昭会長、吉福自治会佐藤勇会長から聞き取りを行いました。

また、令和8年1月18日午後2時から塚森公民館において、申請者側と関係自治会と地元住民との農地転用に関する住民説明会が開催されました。地元説明会での内容については、配布している資料のとおりとなります。よって、関係3自治会、地元関係者からの同意はありませんが、地元住民説明会の会議録から申請者側の説明により真摯な話し合いが行われ、自治会、地元側関係者の一定の理解を得ている旨を確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

塚原委員 申請地は、南総合センターから南西に**■**に位置します。譲受人は町内に事務所を構えて建設業を行っています。現在は、太子町**■**、**■**地区に資材置場を持っていますが、**■**地区にある資材置場を移転する目的で申請に至っています。

しかし、譲受人は転用事業の同意を塚森自治会に求め、自治会と文書にて交渉を行いました。近隣の農地への影響、南側に居宅があることから周辺環境や水利への影響、さらに高齢者施設や福祉施設など多くの町民が利用する道路から交通事故の懸念などの理由により、最終的には同意は得られていません。上申書、報告書の内容によると、自治会が同意しない理由に対して、譲受人は誠心誠

意対応していることが解ります。先月の総会時点で地元説明会が行われていないことが懸念点としてありましたが、1月18日に住民説明会を行ったと確認しました。以上のことから、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

檜皮委員 船代にある資材置場とこのたびの申請地の面積は同規模ですか。

事務局 ■■■の面積は1,412㎡、このたびの申請地の面積は1,024㎡になります。■■■のところにある型枠は、このたびの申請地に持ち込むのではなく、■■■の資材置場へ持っていくことを確認しています。

檜皮委員 面積的に小さくなるので、譲受人は他の資材置場を探していますか。

事務局 今後も、他の場所でも転用事業を行う可能性はあるが、今回の経緯を考慮して行うことを確認しています。

山田委員 会議録の中で、兵庫県知事から転用許可があった場合、工事着手前に地元と協議をする、転用後も引き続き話し合いをしていくなど取り決めていることが解りますが、申請代理人である行政書士は転用許可後、この件から身を引く心配をしているがいつまで窓口として携わっていく予定ですか。

事務局 行政書士に確認したところ、この案件には今後も窓口として携わっていくことは確認しています。

議 長 他に質疑はありますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、地元自治会の同意書がないことを付して兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願ひします。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。
これをもちまして、第25回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第13条2の規定により署名する。

太子町農業委員会

議 長
(会 長)

前田復春

議事録署名委員
(12番長谷川秀人)

長谷川秀人

議事録署名委員
(13番委員松本雅邦)

松本雅邦